

。平成六年建設省告示千八百八十二号の一部を改正する告示新旧対照条文案

平成六年建設省告示第千八百八十二号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。 第一・二（略） 第三 周囲の状況 <u>倉倉等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。</u> 一 <u>次のイ及びロに適合する倉倉等にあつては、六メートル以内に建築物又は工作物（当該倉倉等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。）が存しないこと。</u> イ <u>階数が一であるもの</u> ロ <u>都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの</u> 二 <u>前号に掲げるもの以外の倉倉等にあつては、十五メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと。</u>	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。 第一・二（略） 第三 周囲の状況 <u>倉倉等から十五メートル以内の距離に当該倉倉等以外の建築物又は工作物が存しないこと。ただし、当該倉倉等に附属する不燃性を有する建築材料で造られた建築物又は工作物については、この限りでない。</u>